

青森県最低賃金が変わります！

令和7年11月21日から
時間額



1,029 円

☐ 【適用される範囲等】

「青森県最低賃金」は、産業や職種にかかわらず青森県内の**すべての事業所で働く労働者に適用**されます。パートタイムの方、アルバイトの方
も対象です。

☐ 【除外賃金】

次に掲げる賃金は、最低賃金額の算定には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 臨時に支払われる賃金 (5) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など) (6) 時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

詳しくは、青森労働局労働基準部賃金室(017-734-4114)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

なお、業務改善助成金については、コールセンター(0120-366-440)へ、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに向けた支援策、その他相談については、青森働き方改革推進支援センター(0800-800-1830)へお問い合わせください。



使用者も労働者も必ずチェック最低賃金！

最低賃金に関する特設サイト

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

☆ 支援事業も掲載しています。

